八　申請保険会社又は当該認可に係る保険業高度化等会社の顧客に対し、申請保険会社の保険会社としての取引上の優越的地位又は当該保険業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請保険会社の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該保険業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九　申請保険会社又は当該認可に係る保険業高度化等会社が行う取引に伴い、申請保険会社又は当該保険業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3　前二項の規定は、法第百六条第八項ただし書の規定による認可（保険会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった保険業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の保険業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4　第一項及び第二項の規定は、法第百六条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（保険会社がその子会社（保険業高度化等会社を除く。）を保険業高度化等会社に該当する子会社とすることについての認可に限る。）及び同条第十項の規定による認可について準用する。

5　法第二条第十五項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

**第五十八条の三～第五十八条の六**　［略］

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

**第五十九条の二**　法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑮から⑳までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

［(1)～(9)　略］

(10)　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第八十六条第二項において同じ。）及び次条第一項第二号ロ(7)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であって、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

［(11)～(16)　略］

(17)　信託勘定有価証券残高（⑲に掲げる事項を除く。）

(18)　信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高

(19)　信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高

［(20)　略］

［八～ホ　略］

四　［略］

**第五十八条の二～第五十八条の五**　［同上］

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

**第五十九条の二**　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑮から⑱までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

［(1)～(9)　同上］

(10)　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第八十六条第二項、第百五条第一項第六号及び第百五条の六第一項第七号において同じ。）及び次条第一項第二号ロ(7)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であって、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

［(11)～(16)　同上］

(17)　信託勘定有価証券残高

［加える。］

［(18)　同上］

［八～ホ　同上］

四　［同上］